

平成 22 年度環境技術実証 閉鎖性海域WG (第 1 回)におけるご指摘への対応方針

会議名	閉鎖性海域における水環境改善技術 WG 会合 (第 1 回)
日 時	平成 22 年 4 月 28 日 (水) 15:00 ~ 16:30

指摘番号	閉海 WG1 資料 2
指 摘 者	岡田座長
指摘内容	他のWGが公開しているのになぜ本WGは全部非公開かという問いに、答えられるよう検討をお願いしたい。
対応方針	企業の技術的機密情報を扱うため非公開扱いも可能であるが、他の分野の多くが公開で対応していることより、機密技術情報等に関わる資料は配付しないことで対応し、次回以降の WG は公開するものとして調整する。

指摘番号	閉海 WG1 資料 5
指 摘 者	岡田座長、上嶋検討員
指摘内容	・「データの品質」で、例えば海域の窒素、リン、COD を測った場合、それら全データについて計量証明書を求めるのは過大ではないか？ ・技術を拾いあげて実証することが技術のボトムアップにつながると思うが、どう汲み上げてあげるかというインセンティブを付加しないと意味がない。 ・技術開発者のデータを基本的に信頼し、データの取り方や解析の仕方について技術開発者と技術実証委員会が一緒になって検討する姿勢が重要である。
対応方針	実証試験要領の改定について、9 ページ「上記機関が発行する計量証明書等の」及び 42 ページ「(十分な信頼性が確保できる結果であると判断できる理由を含む)」は削除する。

指摘番号	閉海 WG1 資料 6-1、6-2
指 摘 者	上嶋検討員、環境省
指摘内容	・今回の実証結果がOKであれば全部OKになるのは、WGとして責任が持てない。材料についての条件をある程度明確にすることを前提として評価したほうがいい。 ・海洋汚染防止法の中で、船舶からの投入を禁止する廃棄物の例外が水底土砂であって、その基準が6-1に当たるものである。一方、燃えがらなどは、もともと海防上は捨てられない廃棄物という扱いになっているが、処分可能な廃棄物との関係も考え、厳しい条件のものとして、6-2を用意した。フライアッシュは有害物質の含有が多く取扱に留意が必要である。石炭火力発電は混焼される場合もあるため、上質炭のフライアッシュという条件がいつまで担保されるか不明である。今はそれらのデータがない中で、申請者に何を要求するかをご審議いただいている。
対応方針	石炭灰は材料によって性状が違うので、安全な材料であるという確認をきちんとする前提で、6-1(水底土砂の基準)と6-2(建設汚泥の基準)を条件とする。

指摘番号	閉海 WG1 参考資料 2
指 摘 者	西村検討員、岡田座長
指摘内容	・本年度実証対象技術への選定希望に申請のあった技術について、4年前に海底に入れた材料の安全性試験はどうなっていたのか？ ・過去に設置された試験施設について、海防法等に基づく届出時にどのような審査が行われたか確認可能と思われる。実証委員会へ要確認事項として伝えていただきたい。
対応方針	・石炭灰造粒物は資源化された材料であることから、実際に採用された工事や過去の試験施設においては、6-2(建設汚泥の基準)でなく、6-1(水底土砂の基準)の提示を求められているようである。また、申請者もこの解釈を受けて、6-1(水底土砂の基準)を製品保証して出荷しているとのことである。

(1) 実証試験条件について

実証試験では、実証対象技術による水質、底質、または生物生息環境の改善効果を実証できるよう、実験条件を整備しなければならない。

自然条件の影響を考慮する方法としては、対照区の設置、過去の観測結果や周辺の類似する海域での観測結果との比較等が考えられる。どのような方法が適切かは、実証試験実施場所となる水域や、実証対象技術の特性に依存するため、実証機関は実証対象技術毎に適切な方法を検討する。事故や不具合に備え、この方法については複数の案を検討しておくことが望ましい。

1. 実証試験の目的と調査項目の決定

実証機関は、実証試験実施場所の特性と、実証対象技術の目的を考慮し、実証試験の目的を定める。そして、効果の実証、維持管理に係る技術情報、その他補助的な調査項目を決定する。

実証機関は、効果の実証に関連し、所定の調査項目について目標を設定する。本事業は特定の基準で技術を判定するものではないが、目標は、実証対象技術が予定通りに機能したかを示す目安として重要である。目標は定量的に設定されることが望ましい。

実証機関は各調査項目について、関連 JIS、関連規制、公的機関の定める調査方法やガイドラインに従い、試料採取頻度、試料採取方法、測定分析方法を決定する。技術実証委員会が十分な精度を確保できると判断した場合は、これ以外の方法を採用してもよい。

実証機関は、既存試験結果を活用する場合、データの取得機関、データの品質として次の条件を満たす必要がある。

データの取得機関：実証申請者、公的機関、大学等試験研究機関、環境計量証明機関、又はこれらに準じ客観的な試験結果が得られると認められる機関。

データの品質：客観的データに基づく試験結果や調査報告等であって、十分な信頼性が確保されていると認められるものであること。

データの取得にあたっては、本要項 1.実証試験の条件、同 2.実証試験の調査項目に準じた方法によるものであること。

試験結果の取得期間は、実証対象技術への応募申請の日から遡り、概ね 5 年以内に取得した結果であって、実証試験に適用しようとする製品及び用材の品質や、試験実施対象の海域環境等に大きな変化がないことが認められる期間であること。

(1) 効果の実証に関する調査項目

水質改善調査項目

海域に関する生活環境項目の改善を目的とする技術について、実証機関は表 6 の中から所定の調査項目を選び、その目標を設定する。また表 6 の他にも、関連する項目について、適宜検討する。

測定方法は、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46・12・28 環告 59）」別表 2 2 海域 等に従う。

2. 実証試験の方法

(1) 試験期間における全日程

(2) 実証対象技術の設置及び原状回復に関する留意事項

(3) 調査項目

- 調査項目及び目標
- 試料採取方法、試料採取に用いる機器、試料採取日程（頻度）、保存方法、保存期間
- 分析手法・分析機器、校正方法、校正日程

(4) 維持管理に係る技術情報

- ・ 調査項目と方法

(5) その他の調査項目

- ・ 調査項目と方法

(6) 活用する既存試験結果の概要

- ・ 実証試験を省略して既存試験結果を活用する範囲とその概要
- ・ 既存試験結果の取得機関
- ・ 既存試験結果の試験条件及び調査項目
- ・ 既存試験結果の内容（既存試験結果の取得期間）

3. データの品質管理

- 精度、完全性等、データ品質指標（DQI）を使用するデータの種類とその手法
- 試料採取に用いる機器・分析機器の校正、関連資料等、追加的な品質管理情報の提出の必要性（ただし全ての未処理データは、実証試験結果報告書の付録として記録する）

4. データの管理、分析、表示

(1) データ管理

管理対象となるデータと書式の整理

(2) 分析と表示

データの分析手法、表示形式

5. 監査

- 監査グループについて
- 監査手続き
- 監査日程

6. 付録

- 環境技術開発者による維持管理マニュアル
- その他、計画策定の参考とした文書やデータ